

三郷市景観協議会設置要綱

平成21年2月24日市長決裁

(設置)

第1条 本市は、景観法(平成16年法律第110号、以下「法」という。)第8条の規定に基づく、良好な景観の形成に関する計画及び景観条例の骨子(以下「景観計画等」という。)の案に関し、総合的かつ専門的な検討、協議を行うため、三郷市景観協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観計画等の案に関して審議、答申すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体代表
- (3) 市民の代表
- (4) 三郷市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画等の案の作成が完了する日までとする。ただし、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。会長は、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充て、副会長は会長が指名した者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合又は欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。